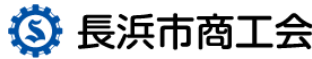


# 長浜市商工会からのお知らせ

令和6年4月1日(第63号)



TEL: 0749-78-2121

FAX: 0749-78-1300

情報配信専用e-mail: news@nagahamasci.or.jp

令和6年度の新体制がスタートしました。

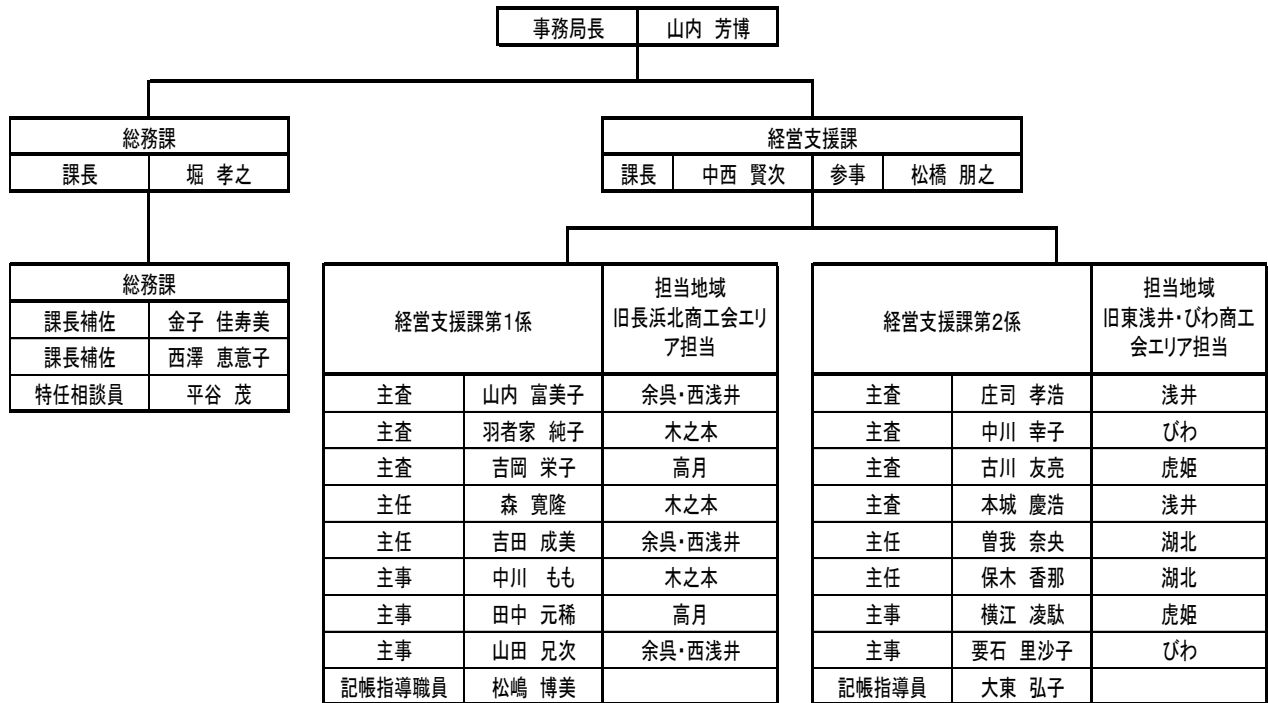
今年度も、地域経済の持続的発展に貢献すべく、伴走型の経営支援により地域と共に歩める商工会を目指してまいります。

会員事業所の皆さまのご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 長浜市商工会 令和6年度事務局組織体制について

### 長浜市商工会事務局組織体制図

令和6年4月1日 現在



転出・退職 職員	山田 昌宏	退職
	藤田 勝一	愛荘町商工会へ異動
	下村 卓司	退職
	清水 あゆみ	退職
	竹本 明美	退職
	岩田 和弥	竜王町商工会へ異動

新任職員	山内 芳博	新任
	堀 孝之	稲枝商工会より異動
	横江 凌駄	米原市商工会より異動
	山田 兄次	新規採用職員
	要石 里沙子	新規採用職員

## <目次>

- ① 相続登記の義務化について
- ② 「定額減税説明会」のお知らせ 長浜税務署
- ③ 「近江の地酒おもてなし推進店」制度のご案内 滋賀県観光振興局

年度替わり時期に公募が開始される(された)主要補助金のお知らせ

- ④ 「中小企業省力化投資補助金」 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- ⑤ 「滋賀県未来投資総合補助金」 滋賀県
- ⑥ 省エネ設備への更新支援（省エネ補助金） 一般社団法人環境共創イニシアチブ  
令和5年度補正予算「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」  
令和5年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」

### ① 相続登記の義務化について

**備えて安心！ 令和6年4月1日から相続登記が義務化されます！**

- (1) 相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
- (2) 遺産分割が成立した場合には、これによって不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、相続登記をしなければなりません。

(1)と(2)のいずれについても、正当な理由(※1)なく義務に違反した場合は10万円以下の過料(行政上のペナルティ)の適用対象となります。

(※1)相続人が極めて多数に上り、戸籍謄本等の資料収集や他の相続人の把握に多くの時間を要するケースなど

なお、令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。不動産を相続したら、お早めに登記の申請をしましょう。

※ 詳細は添付チラシにてご確認ください。

**【ご参考】： 空家の放置にご注意ください！**



#### 1. 「特定空き家」に指定される

空家を放置すると「特定空き家」に指定される可能性があります。

「特定空き家」に該当すると、住宅用地の特例による固定資産税の軽減を受けられなくなり、固定資産税が最大で6倍になります。

※「特定空き家」とは… 倒壊など保安上の恐れがある、公衆衛生上有害である、景観を著しく損ねている、近隣の生活環境を損ねている...等々

## 2. 3000万円の税金控除が利用できない

もし相続した不動産を売却する場合、3年以内に売却しないと3000万円の税金控除が受けられなくなります。

### ②「定額減税説明会」のお知らせ 長浜税務署



「令和6年度税制改正の大綱」において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立・施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

#### 制度の概要:

令和6年分所得税の納税者である居住者を対象(注:合計所得金額が1,805万円以下の方のみ)として、次の①及び②の金額の合計額を、令和6年分所得税額から控除。

- ① 所得者本人・・・ 3万円
- ② 同一生計配偶者及び扶養家族(※)・・・ 1人につき3万円

※所得者と生計を一にする配偶者及び親族等で合計所得金額が48万円以下の居住者

#### 定額減税の実施方法:

##### 給与所得者に対する実施

- ・ 令和6年6月以後最初に支払う給与・賞与に係る源泉徴収税額から減税
- ・ 年末調整で、給与・賞与における減税額を踏まえた精算

##### 公的年金受給者に対する実施

- ・ 令和6年6月以後最初に支払う公的年金(老齢年金)に係る源泉徴収税額から減税
- ・ 必要に応じて、確定申告で6月以降の減税額を踏まえた精算

##### 不動産所得・事業所得者等に対する実施

- ・ 原則として、確定申告で減税
- ・ 予定納税対象者については、予定納税の通知の機会に減税

#### 説明会の実施:

会場名	開催日	開催時間
長浜市役所 1階多目的ルーム 長浜市八幡東町632	4月11日(木) 5月22日(水)	13時30分～15時00分
米原市役所 1階コンベンションホール 米原市米原1016	4月16日(火) 5月15日(水)	13時30分～15時00分

※ 説明会は予約制です

#### 申込方法:

- ① 国税庁LINE公式アカウントからの予約
- ② 長浜税務署へ電話で予約  
TEL: 0749-62-6144

国税庁

LINE公式アカウント



LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

定額減税の制度に関する情報については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

定額減税特設サイト: <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

### ③「近江の地酒おもてなし推進店」制度のご案内

「近江の地酒おもてなし推進店」制度は、近江の地酒を取り扱われているお店の皆さまを「近江の地酒おもてなし推進店」として登録する制度です。

近江の地酒を取り扱われている小売店や飲食店などお店の皆さまを「近江の地酒おもてなし推進店」として登録し、「どこに行けば近江の地酒を味わえるか」を発信することで、近江の地酒やこれを活用した食文化の普及促進を図る制度です。

対象事業者： 近江の地酒を取り扱われている事業者様  
(小売店、飲食店、宿泊施設、スーパー、コンビニ等)  
募集開始： 令和5年10月1日(日)  
推進店の特典： お店の情報が県HPなどに掲載(別添イメージ参照)されるほか、推進店向けのセミナー(予定)などの案内を受け取れます。



また、本県が取り組む「おいしがうれしがキャンペーン」(地産地消を推進する運動)への同時登録も可能です。

※ 制度の詳細は滋賀県ホームページにてご確認ください。

滋賀県ホームページ: <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/333834.html>

### ④「中小企業省力化投資補助金」

「中小企業省力化投資補助事業」とは？

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とする事業です。

「中小企業省力化投資補助金」とは？

IoTやロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「カタログ」から選択・導入することで、企業の付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

補助対象： 補助対象としてカタログに登録された製品等  
補助額： 従業員数5名以下 200万円 (300万円)  
従業員数6～20名 500万円 (750万円)  
従業員数21名以上 1,000万円 (1,500万円)  
補助率： 1/2以下

※ 賃上げ要件を達成した場合、( )内の値に補助上限額を引き上げ

中小機構が補助金事務局のホームページを開設されました。今後、公募要領やスケジュールが公開される予定ですが、参考にご確認ください。

中小企業省力化投資補助金事務局ホームページ: <https://shoryokuka.smri.go.jp/>

## ⑤「滋賀県未来投資総合補助金」

募集期間： 令和6年3月22日(金)9:30～令和6年5月22日(水)23:59

※ 募集期間中であっても、申請額が予算額に達すると見込まれる時点で、受付が終了される場合があります。

補助対象期間： 交付決定日 ～ 令和6年12月31日(火)

申請方法： システムからの電子申請

対象事業者： 滋賀県内に事務所または事業所を有する中小企業者等(みなし大企業除く)

対象事業： ①生産性向上 DXによる生産・業務の効率化など  
②新事業展開 これまでとは異なる業種や業態、新たな市場に参入するための設備導入、新商品・新サービスの開発等  
③人材育成 従業員のリスキリングなど

※ 複数の事業実施も可(申請は1事業者につき1回限り)

補助率等：

	通常枠	賃上げ枠①	賃上げ枠②
補助上限額	50万円	100万円	50万円
補助下限額	20万円	20万円	20万円
補助率	1/2	1/2	2/3

※ 補助率や交付上限額は申請枠により変動します。

※ 賃上げ枠による申請の場合、一定の賃上げ等が必要です。

賃上げ条件：

令和6年1月1日から本補助金の申請日までの間に、従業員の平均賃金を令和5年12月時点と比べ2.5%以上引き上げていること、または申請日から事業完了日までに、従業員の平均賃金を令和5年12月時点と比べ2.5%以上上げることとする「賃金引き上げ計画の表明書」を作成し、従業員に表明したうえで、当該表明書に基づく賃上げを実施すること。

補助対象経費： 機械装置等経費、システム・ソフトウェア費、開発・試作費、技術導入費、産業財産権出願関連経費、販売促進費、研修費、専門家経費

※ 経費の詳細は添付チラシにてご確認ください。

補助金ホームページ：<https://www.knt.co.jp/ec/shiga-miraitoshi/>

## ⑥ 省エネ設備への更新支援(省エネ補助金) 一般社団法人環境共創イニシアチブ

令和5年度補正予算「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」

令和5年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」

本事業は、省エネルギーの推進を目的に国内で事業を営む法人と個人事業主の皆さまの省エネルギー対策を支援するものです。

省エネ補助金の申請を検討する際に、SII(環境共創イニシアチブ)のツールや事業を活用してみませんか？

省エネの対策を、「何から始めていいかわからない」、「誰に相談したらいいかわからない」…そんなお悩みを抱えるみなさまに、SII(環境共創イニシアチブ)のツールや事業をご紹介します。

それぞれの補助金の概要、スケジュール、サポート内容等につきましては、下記URLからご確認ください。

環境共創イニシアチブホームページ：<https://syouenehojyokin.sii.or.jp/>

# 備えて安心！令和6年4月1日から 相続登記が義務化されます！



Q 1 知りませんでした！ 不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されるのは、なぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。

この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、**これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。**

Q 2 相続登記の義務化とは、どういう内容ですか？

相続人は、**不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務**になります。法務局に申請する必要があります。

**正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が料される可能性**があります。

**遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。**

Q 3 義務化が始まるのは、いつからですか？  
始まった後に、対応すれば大丈夫でしょうか？

「相続登記の義務化」は、**令和6年4月1日から**始まります。ただ、今のうちから、備えておくことが重要です。

また、**令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象**になります（3年間の猶予期間があります。）ので、要注意です。

Q 4 不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？ 新制度のペナルティが不安なのですが。

相続人の間で**早めに遺産分割の話し合い**を行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に、**相続登記を**する必要があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「**相続人申告登記**」という簡便な手続（※）を法務局にとつて、義務を果たすこともできます。

※相続人申告手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手続です。

遺産分割の話し合い  
がまとまった

遺産分割の結果に基づき相続登記  
不動産の相続を知った日から3年以内にする必要（※）

早期に遺産分割を  
することが困難

相続人申告登記  
不動産の相続を知った日から3年以内にする必要（※）

※ 令和6年4月1日より前に相続した不動産は、令和9年3月31日までにする必要

●詳しくは**東京法務局**又は  
**法務省ホームページ**をご覧ください。

**東京法務局ホームページ**

登記手続のご案内や  
「相続登記ガイドブック」  
を掲載しています。



**法務省ホームページ**

新制度を紹介する  
漫画等を掲載しています。



●**専門家（司法書士・土地  
家屋調査士）**に相談したい  
場合は、こちらをご覧ください。

**東京司法書士会ホームページ**

（司法書士は相続登記の  
専門家です。  
無料相談のご案内はこちら）



**東京土地家屋調査士会  
ホームページ**

（土地の境界や分筆  
登記、未登記建物の  
登記手続などに関するご案内）



「近江の地酒おもてなし  
推進店」制度



# 滋賀の地酒を取り扱う 事業者の皆さまへ

「近江の地酒おもてなし推進店」制度は、  
近江の地酒を取り扱われているお店の皆さまを  
「近江の地酒おもてなし推進店」として登録する制度です。

当制度は、地酒を扱うお店の皆さまと一緒に、  
**滋賀の地酒の魅力**を多くの人に伝えたい！  
という思いから始まりました。

登録いただくと…



## 滋賀県HPや SNSを使った広報

お店の情報を滋賀県HPに公開し、「近江の地酒が飲める・買える店」として公開します。またSNS等も活用して推進店を広報します。



## 登録ステッカーの 活用

推進店であることを示す登録ステッカーをご活用いただけます。ご希望に応じて、カウンター等に置けるミニ木材プレートもご用意しています。



## セミナーへの 参加

推進店を対象に、近江の地酒を中心とした滋賀の食文化の理解が深まるセミナーを年1回程度開催予定です。

※本登録で、滋賀県が取り組む「おいしがうれしがキャンペーン」に同時に登録することも可能です。（担当部署 滋賀県農政水産部みらいの農業振興課）



近江の地酒もてなし普及促進協議会  
(事務局：滋賀県観光振興局)

住所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
電話 077-528-3743  
Mail ff0001@pref.shiga.lg.jp

▽当制度について



▽ご登録はこちらから



※登録申請書（紙）で登録を希望される場合は、「近江の地酒おもてなし推進店」で検索いただき、申請書をダウンロードしてください。

# 滋賀県未来投資 総合補助金

滋賀県  
未来投資  
総合補助金

募集期間

令和6年3月22日(金)～5月22日(水)

※募集期間中であっても、申請額が予算額に達すると見込まれる時点で、受付を終了する場合があります。

補助対象期間

交付決定日～令和6年12月31日(火)

申請方法

システムからの電子申請

長引く物価高騰等の影響を受けている県内中小企業等への支援を目的として、

**生産性向上**や**新事業展開**、**人材育成**に資する

**未来を見据えた意欲的な取組**を応援します。

## 事業概要

人手不足、2024年問題、DX、CO<sub>2</sub>ネットゼロ、インバウンドの取り込みなど、本県の課題解決に資する、事業者が行う未来を見据えた意欲的な取組に対し必要な経費の一部を補助することで、事業者による未来への投資、人への投資を総合的に支援する。

## 事業スキーム





● **対象事業者**  
県内に事務所または事業所を有する中小企業者等（※みなし大企業除く）

● **対象事業**

①  
**生産性向上**  
(DXによる生産・業務の効率化など)

②  
**新事業展開**  
(これまでとは異なる業種や業態、  
新たな市場に参入するための設備導入、  
新商品・新サービスの開発など)

③  
**人材育成**  
(従業員のリスキングなど)

※複数の事業実施も可(申請は1事業者につき1回限り)

● **補助率等**

**通常 枠**

補助上限額 **50万円**  
補助下限額 **20万円**  
補助率 **1/2**

**賃上げ 枠 ①\***

補助上限額 **100万円**  
補助下限額 **20万円**  
補助率 **1/2**

**賃上げ 枠 ②\***

補助上限額 **50万円**  
補助下限額 **20万円**  
補助率 **2/3**

●補助率や交付上限額は、申請枠により変動します。 ※賃上げ枠による申請の場合、一定の賃上げ等が必要です。

**賃上げ条件**

令和6年1月1日から本補助金の申請日までの間に、従業員の平均賃金を令和5年12月時点と比べ2.5%以上引き上げていること、または申請日から事業完了日までに、従業員の平均賃金を令和5年12月時点と比べ2.5%以上上げることを内容とする「賃金引き上げ計画の表明書」を作成し、従業員に表明したうえで、当該表明書に基づく賃上げを実施すること。

● **補助対象経費（概要）**

経 費	項 目	経 費	項 目
機械装置等経費	●購入費 ●製作費 ●改良費 ●郵送・運搬費 ●委託費	技術導入費	●産業財産権ライセンス契約費 ●委託費
		産業財産権出願関連経費	●弁理士等費用 ●産業財産権出願関係書類翻訳費
システム・ソフトウェア費	●購入費 ●構築費 ●改良費 ●委託費	販売促進費	●ECサイト構築費 ●国内展示会出展費 ●セミナー等開催費 ●市場調査費 ●郵送・運搬費
		研修費	●セミナー等受講料 ●教育機関における入学金・授業料 ●会場・備品借り上げ費
開発・試作費	●設計・デザイン費 ●調査研究費 ●原材料費 ●郵送・運搬費 ●委託費	専門家経費	●謝金 ●旅費

※交付の対象となるのは、事業の実施に直接必要な経費であって、事務局長が適当と認めるものに限りです。  
※交付決定日以降に発注、納入等が行われ、補助事業期間内に支払い(クレジットカードによる支払いの場合、引き落としまで)が完了する経費を対象とします。  
※経費書類については、1件の発注ごとに、見積もりから発注、納品、支払いに至るまでの確認書類が必要であり、実績報告時に提出が必要です。  
※発注(委託)先の選定にあたっては、1件の発注(委託)ごとに、見積もり徴取を行ってください。

お問合せ先

**滋賀県未来投資総合補助金事務局**

コールセンター:0570-001-178 [受付時間] 9:30~17:30 (土・日および祝日は除く)  
Email:shigamiraitoshi2024@gp.knt.co.jp ※コールセンターは3月22日(金)9:30より開設

▼専用HPはこちら



事業詳細は専用HPより  
ご確認ください。

<https://www.knt.co.jp/ec/shiga-miraitoshi/>